

別表十(六)

「12」欄又は「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定の金額の損金算入に関する明細書		事業年度	:	法人名	
当期特別勘定繰入額のうち損金算入額基準額の合計額 (別表十(六)付表一「11」の合計)	1	「12」欄	特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）を適用している場合（増資特定株式に係る損金算入を適用している場合）		
当期所得基準額の計算	2	所得金額総計基準額 (別表四「45の①」-「27の①」)	3	① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の13第1項第1号」※ ② 「区分番号」欄：「00656」 ③ 「適用額」欄：「12」欄の金額	新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十(三)「43」)
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十四)「10」)	4	※ 令和5年度税制改正前に取得した株式について適用を受けようとする場合にも、適用額明細書の「租税特別措置法の条項」欄には、令和5年度税制改正後の租税特別措置法の条項番号（第66条の13第1項第1号）を記載してください。			農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額 (別表十二(十四)「43の計」)
関西国際空港用地整備準備金積立額、中部国際空港整備準備金積立額又は再投資等準備金積立額の損金算入額 (別表十二(十一)「15」、別表十二(十二)「10」又は別表十二(十五)「12」)	6	(11) (1)と(10)のうち少ない金額 (11)のうち増資特定株式に係る損金算入額 (別表十(六)付表一「12」のうち増資特定株式に係る額の合計額) 内訳 (11)のうち増資特定株式以外の特定株式に係る損金算入額 (11)-(12)			11 12 13
当期益金算入額の計算	14	円 (14)、(16)及び(17)以外の益金算入額 (別表十(六)付表一「17」の合計)	15	円 同上のうち増資特定株式に係る益金算入額 (別表十(六)付表一「14」のうち増資特定株式に係る額の合計額)	16 17 18
5年経過特別勘定の益金算入額 (別表十(六)付表一「15」の合計)	16	「13」欄 特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例を適用している場合（増資特定株式以外の特定株式に係る損金算入を適用している場合）			要加算調整額 (別表十(六)付表一「16」の合計)
同上のうち増資特定株式に係る額 (別表十(六)付表一「16」のうち増資特定株式に係る額の合計額)	18	① 「租税特別措置法の条項」欄：「第66条の13第1項第2号」 ② 「区分番号」欄：「00698」 ③ 「適用額」欄：「13」欄の金額			記 (21)-(22)